

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加古川市長

市町村名 (市町村コード)	加古川市 (28210)	
地域名 (地域内農業集落名)	神野町石守地区 (石守)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年7月23日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

主に集落営農組織を中心に農地の集積が行われているほか、その他複数の個人農業者により耕作が行われている。なお、現状の集落営農組織への農地の集積率は約3割である。しかし、近い将来に農業をやめたいとの意向のある農地が約3haあり、新たな農地の担い手の確保と集落営農組織の農作業の効率化が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物としつつ、水稻の作付けが困難な農地については景観作物を作付けすることで農地の維持、管理を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	34.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	34.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

耕作を継続する個人農家と調整をしながら、主に集落営農組織を中心に集積・集約化を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構を活用する場合は、所有者の貸付意向時期に配慮しながら、耕作者への経営意向を踏まえ、段階的に集積・集約化する。

(3)基盤整備事業への取組方針
農地の基盤整備済み。(平成16年度)
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、耕作可能な農地の紹介を行うことで、新たな就農者の支援を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現状、取り組む計画はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】 ・地域住民の農業と関わるきっかけを作るために、地域内で収穫体験等のイベントの開催に取り組む。
--